

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 20 日

名古屋地方裁判所一宮支部執行係

裁判所書記官 片 町 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 4 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 6 月 11 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 名古屋地方裁判所一宮支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 2 日 午前 9 時 50 分 場 所 名古屋地方裁判所一宮支部執行係
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 25 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 6 月 25 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 20 日から当庁物件明細閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	9,020,000 7,216,000	一括	1,804,000	89,115	0
1	1,930,000				
2	7,090,000				
備考					



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 丹羽郡扶桑町大字山那字屋敷地 |
| | 地 番 | 7 1 1 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 4 9 . 5 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 丹羽郡扶桑町大字山那字屋敷地 7 1 1 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 7 1 1 番 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 7 . 1 3 平方メートル
2 階 4 8 . 8 5 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7 年 4 月 2 4 日

名古屋地方裁判所一宮支部執行係

裁判所書記官 片 町 裕 子

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 丹羽郡扶桑町大字山那字屋敷地
地 番 7 1 1 番 5
地 目 宅地
地 積 2 4 9 . 5 1 平方メートル
- 2 所 在 丹羽郡扶桑町大字山那字屋敷地 7 1 1 番地 5
家屋 番号 7 1 1 番 5
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき 2 階建
床 面 積 1 階 5 7 . 1 3 平方メートル
2 階 4 8 . 8 5 平方メートル

令和 7 年(ㄱ)第 2 号

令和 7 年 2 月 5 日受理

令和 7 年 3 月 14 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所 一宮支部

執行官 成 田 慎 一

物 件 目 録

- 1 所 在 丹羽郡扶桑町大字山那字屋敷地
地 番 7 1 1 番 5
地 目 宅地
地 積 2 4 9 . 5 1 平方メートル
- 2 所 在 丹羽郡扶桑町大字山那字屋敷地 7 1 1 番地 5
家屋 番号 7 1 1 番 5
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき 2 階建
床 面 積 1 階 5 7 . 1 3 平方メートル
2 階 4 8 . 8 5 平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図 (概略) のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	①本土地敷地部分南側にはカーポートが設置されている。 ②本土地敷地部分南側には、バーベキューコンロが設置されている。 ③本土地敷地部分南東側には、引込電柱及び支線ワイヤーが設置されている。		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類： ☐ ある { 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物 (居宅) を空き家の状態で、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	本建物 1 階南西側には、ウッドデッキとその上部にはサンルーフが設置されている。		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図 (概略) のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等			
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 物件1土地は、旗竿状の形状をした宅地で、路地状部分東側を道路に面している。
- 2 物件2建物は、平成26年5月新築の木造スレートぶき2階建の居宅であるが、中は食べ残しやゴミ等も含め多くの物が床に散らかった状態であり、残置物のため部屋の一部の床は見る事ができなかったが、浴室やダイニング・洋室（南東側）・バルコニー（2）の床には特に汚れが目についた（添付の写真⑥参照）。
- 3 物件1土地を含めた付近の宅地は、愛知県から「雨水貯留浸透施設」に定められている。
- 4 物件1土地上は、植栽や雑草が生えっぱなしの状態で放置されていて、一部隣地側にはみ出ているほか、スクーター・自転車・自動車部品・タイヤ・ゴミ等が多数残置されていた（添付の写真⑦⑧参照）。
- 5 物件1土地付近に存した杭の状況、付近に設置されたブロック塀の状況、隣地や道路との位置関係等から、同土地の形状については、土地建物位置関係図（概略）のとおりのもものと認めた。
- 6 物件1土地は、市街化調整区域内の宅地であるが、同土地にかかる法令上の制限や土壤汚染の有無の可能性については、評価人の評価書参照
- 7 前記2の事情のほか、物件2建物は電気メーターが取り外されライフラインも止まっている等現在、同建物で人が生活している様子は窺われない。他方、第三者使用の徴表はないため、同建物（居宅）は、現在、債務者兼所有者が、空き家の状態で占有しているものと認めた。
- 8 その他の本件調査結果は、本報告書2枚目～3枚目のとおりである。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年2月7日 (金) 11:00-11:15	物件所在地	現地確認, 写真撮影 (外観), 全戸不在につき事務連絡 文書差し置き
R7年2月13日 (木)	郵便	債務者兼所有者に対し, 現況調査期日連絡書及び照会文 書送付 (回答なし)
R7年2月27日 (木) 15:00-16:40	物件所在地	物件1 土地及び同2 建物の立入調査, 写真撮影, 評価人 同行
R7年3月13日 (木) 13:20-13:30	名古屋法務局一宮支局	公図, 地積測量図及び建物図面各取り寄せ

(特記事項)

■ 令和 7年 2月27日

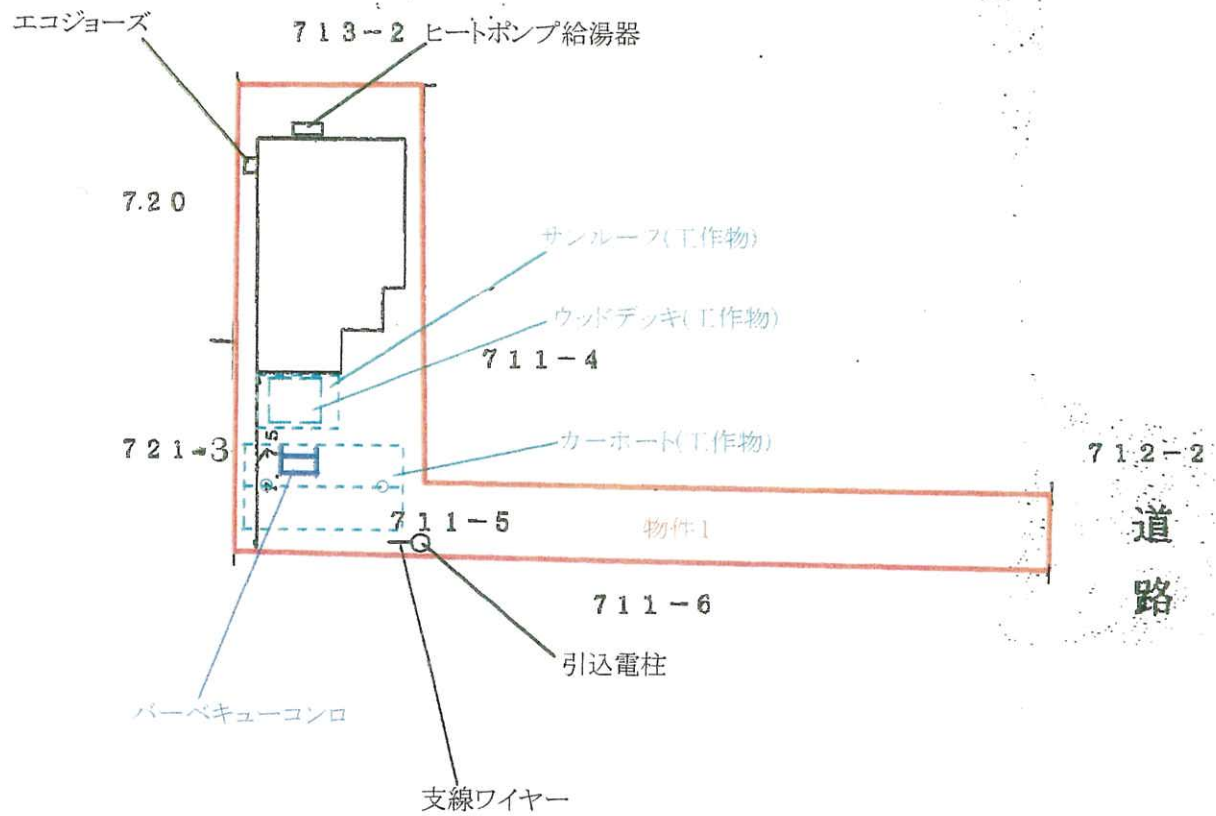
対象物件は全戸不在で施錠されていたため, 解錠業者に解錠させた上, 立会人を立ち会わせて立ち入った。

□ 令和 年 月 日

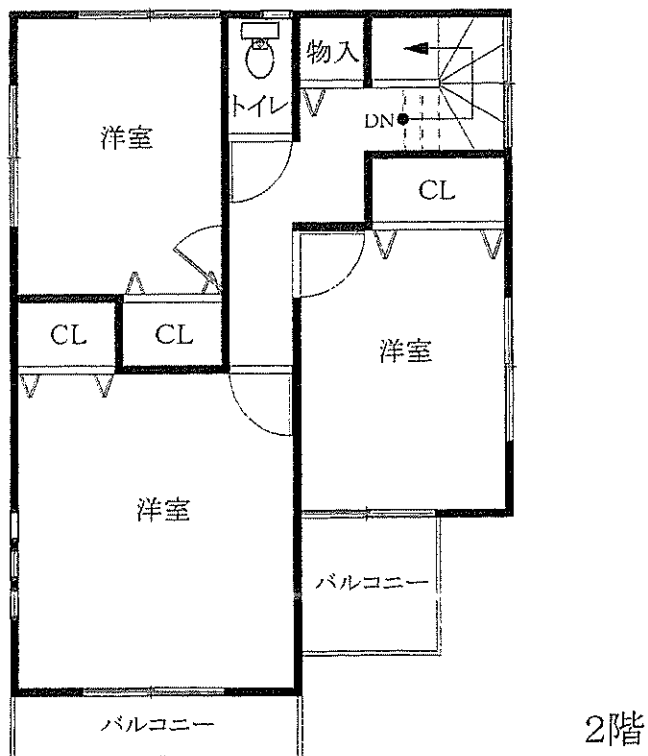
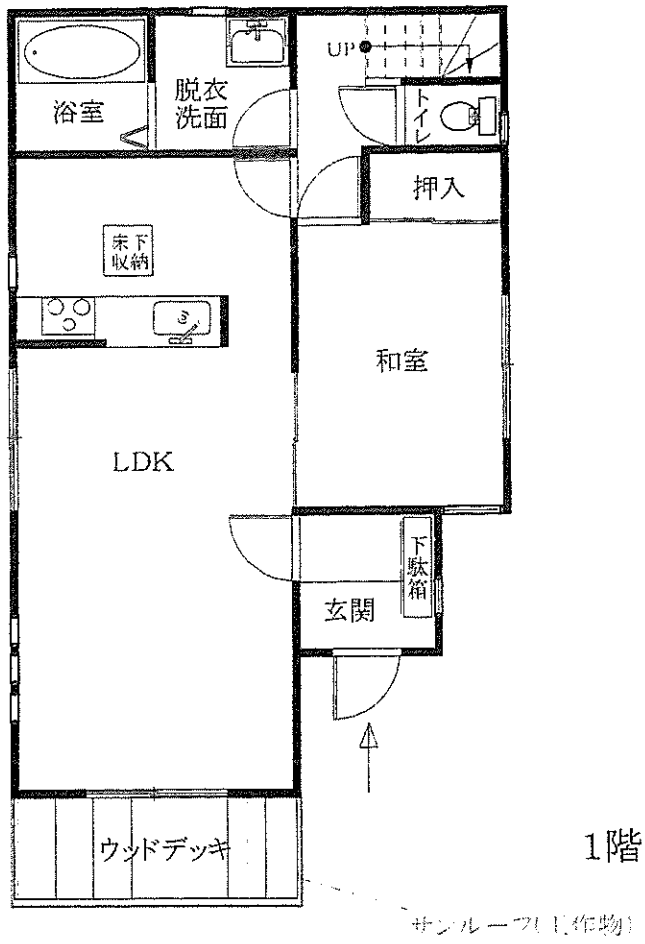
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）



間取図 (概略)



①

物件1土地及び同2建物

(南東より撮影)



②

物件1土地
同上

(南東より撮影)



③

L D



④

洋室（南西側）



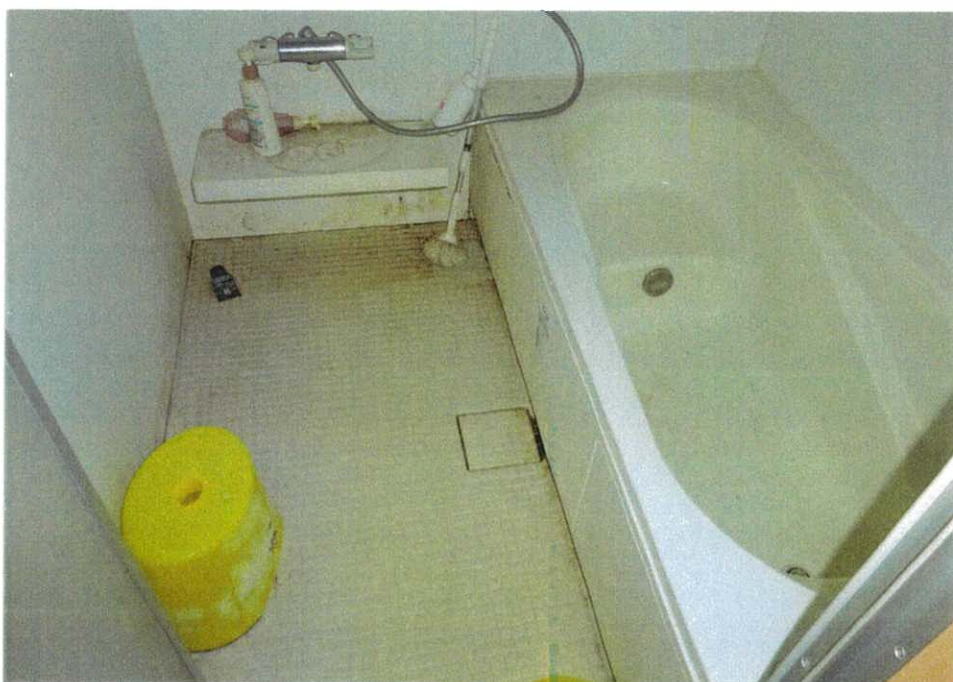
⑤

キッチン



⑥

浴室



⑦

庭の状況（敷地部分南東側付近）



⑧

庭の状況（敷地部分南西側付近）



令和 7 年 (ケ) 第 2 号
令和 7 年 2 月 7 日 受 理
令和 7 年 2 月 2 7 日 現 地 調 査
令和 7 年 3 月 1 4 日 評 価

名古屋地方裁判所一宮支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

松原 孝文

第1 評価額

一括価格			
金 9,020,000 円			
内訳価格			
物件1（土地）	金	1,930,000	円
物件2（建物）	金	7,090,000	円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行なうことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行なうものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 地 番 目 地 積	丹羽郡扶桑町大字山那字屋敷地 7 1 1 番 5 宅地 249.51 平方メートル	特記事項参照
2	所 在 地 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	丹羽郡扶桑町大字山那字屋敷地 7 1 1 番地 5 7 1 1 番 5 居宅 木造スレートぶき2階建 1階 57.13 平方メートル 2階 48.85 平方メートル	同左
番号	特 記 事 項		
1	物件1の土地には、物件2の建物、建物の南側にウッドデッキ、その上にサンルーフ、有効宅地部分の南端にカーポート、ウッドデッキとカーポートの間にバーベキューコンロがある。これらはいずれも工作物である。路地状部分と有効宅地部分の接点の南端に引込電柱があり、これを支える支線ワイヤーがある。物件2の建物の北側ヒートポンプ給湯器、西側北部にエコジョーズ(ガス給湯器)がある。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	名鉄犬山線「扶桑」駅の北西方約1,800m（道路距離） 犬山市コミュニティバス（わん丸君バス）「上野新町」バス停の北西方約1,250m（道路距離） （別添位置図参照）	
付近の状況	対象不動産は、扶桑町北部、木曽川堤防にほど近い古くからの集落内に、農家住宅や一般住宅等の中規模住宅が建ち並ぶ他、ミニ開発された分譲住宅も見られる農家集落地域である。集落内の街路は狭小な街路が多く、街路も雑然としている他、所々に農地や空地も見られる。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他規制	市街化調整区域 60% 200% — 立地適正化計画未策定、特定都市河川浸水被害対策法新川流域
画地条件（規模、形状等）	地積 249.51㎡ 間口 約3.2m、奥行 約35.1m 有効宅地部分 東西 約8.0m、南北 約20.0m 形状 旗竿地 地勢 画地内は、概ね平坦	
接面道路の状況	東側 幅員約4.6m（現況）の舗装町道（1号道路）に接面。 路面との高低差 路面とほぼ等高に接面する。	
土地の利用状況等	「現況調査報告書」のとおり 物件1の土地は、物件2の建物の敷地として利用されている。 周囲は一般住宅等である。	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 なし（LPガス） 下水道 なし（個別浄化槽）	
土壌汚染の可能性の調査	対象土地及びその周辺は、土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域に指定されておらず、水質汚濁防止法、下水道法に基づく有害物質使用特定施設の届出もされていない。また過去の住宅地図（平成24年、18年、13年、7年、平成元年、昭和58年、54年、51年、45年、41年版等）によれば、物件1の土地は、物件2の建物が建てられる以前は、しばらくは空地、それ以前は一般住宅の敷地として利用されていた模様である。以上より、物件1の土地が土壌汚染を発生させる可能性の高い用途に使用された履歴は確認できなかった。	
特記事項	物件1の土地には、物件2の建物の他、建物の南側にウッドデッキ、その上にサンルーフ、有効宅地部分の南端にカーポート、ウッドデッキとカーポートの間にバーベキューコンロがある。これらはいずれも工作物である。路地状部分と有効宅地部分の接点の南端に引込電柱があり、これを支える支線ワイヤーがある。物件2の建物の北側にヒートポンプ給湯器、西側北部にエコジョーズ（ガス給湯器）がある。 市街化調整区域内に存するため、再建築等の可否については、所管官庁に確認を要する。なお、対象土地も含めて専用住宅（分譲）5棟の建築許可（25尾建第92-498号 平成25年12月9日付）を得て、建築・分譲されており、同用途同規模であれば再建築は可能である。問合せ窓口：扶桑町役場産業建設部都市政策課、愛知県尾張建設事務所建築課 周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。 扶桑町のハザードマップによると南海トラフ巨大地震における「理論上最大想定モデル」による想定震度は震度5強、液状化危険度は極めて低いとされている。洪水ハザードマップによると0.5～3.0m未満の浸水が想定されている。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成26年5月15日 新築 経済的全耐用年数 25年 経過年数 約11年 経済的残存耐用年数 約14年
仕様	構造 木造 屋根 スレート葺 外壁 サイディングボード等 内壁 クロス等 天井 クロス等 床 フローリング、畳敷き等 設備 電気、上水道、LPガス、個別浄化槽等 その他 特になし
現況床面積	1階 57.13㎡ 2階 48.85㎡ 延床面積 105.98㎡（増改築なし）
現況用途等	階 層 2階建 現況用途 居宅 間取り 4LDK（附属資料「間取図」のとおり）
品等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり
特記事項	現状は空家であるが、家具類や日常生活のゴミ等の残置物が多く残されている。それ以外に特に不具合・損傷箇所は見当たらなかった。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次の通り求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	34,200	0.80	249.51	0.90	6,140,000

ア 標準画地価格（標準地価格等からの規準）

地価調査 扶桑(県)-3

公示価格等 36,600 円/㎡ × 時点修正 100.0 / 100 × 標準化補正 100 / 104 × 地域格差 100 / 103 ≒ 標準画地価格 34,200 円/㎡

◇時点修正： 標準地価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 方位1.03 角地1.01 標準化補正： 1.04

◇地域格差： 街路条件0.98 環境条件1.05 地域格差： 1.03

イ 個別格差： 旗竿地0.80

個別格差： 0.80

ウ 地積： 登記数量による。

エ 建付減価： 地上建物の存在による減価率を10%と査定した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
2	198,000	105.98	0.39	8,180,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

- ・ 経済的全耐用年数 25年、 経過年数約 11年、 経済的残存耐用年数約 14年、 観察減価及び中古住宅の市場性 30%
- ・ 現価率 = (経済的残存耐用年数 14年 / 経済的全耐用年数 25年) × (1 - 観察減価等 0.30) ≒ 0.39

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権価格を控除し、建物については土地利用権価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ÷ウ
1	6,140,000	0.50	法定地上権	3,070,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を、法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及び 加算 (円) イ((1)ウ)	占有減価 修正 (円) ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) {(ア±イ) - ウ}×エ×オ
1	6,140,000	- 3,070,000	0	0.90	0.70	1,930,000
2	8,180,000	+ 3,070,000	0	0.90	0.70	7,090,000
一括価格 (合計)						9,020,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 残置物を除去する等の費用がかかることが予想されるため、上記の通り、市場性修正を行なった。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の競売不動産市場の特殊性等を考慮の上、競売市場修正として0.70を乗じた。

第6 参考価格資料

地価調査価格 扶桑(県)-3

所 在：丹羽郡扶桑町大字山那字屋敷地692番1

価 格：36,600円/㎡

位 置：名鉄犬山線「扶桑」駅の北西方1.9km

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：287㎡

供給処理施設：水道、ガス

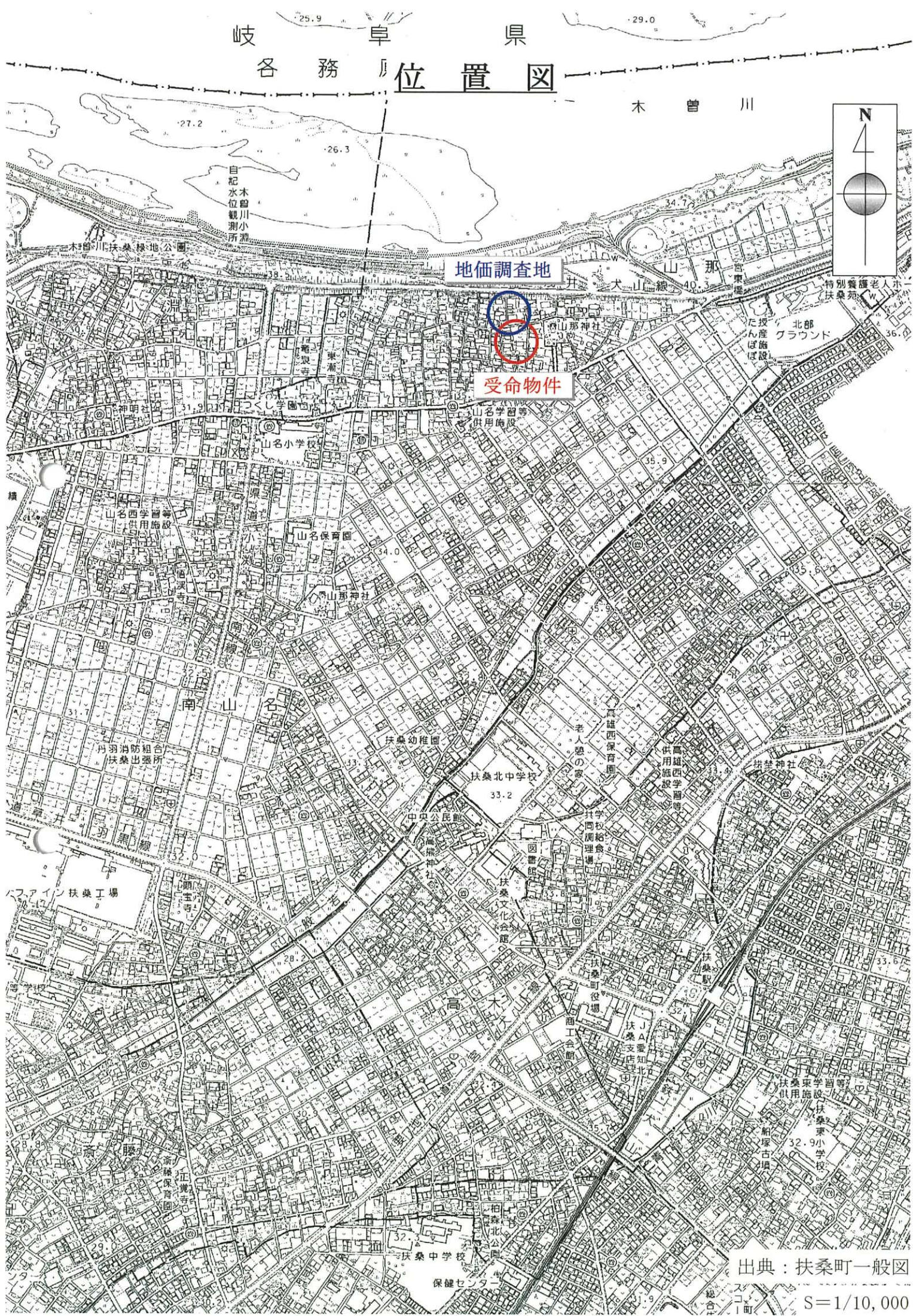
接 面 街 路：南側3.2m町道

用 途 指 定 等：市街化調整区域（建蔽率60%，容積率200%）

地 域 の 概 要：中規模の農家住宅、一般住宅が建ち並ぶ農家集落地域

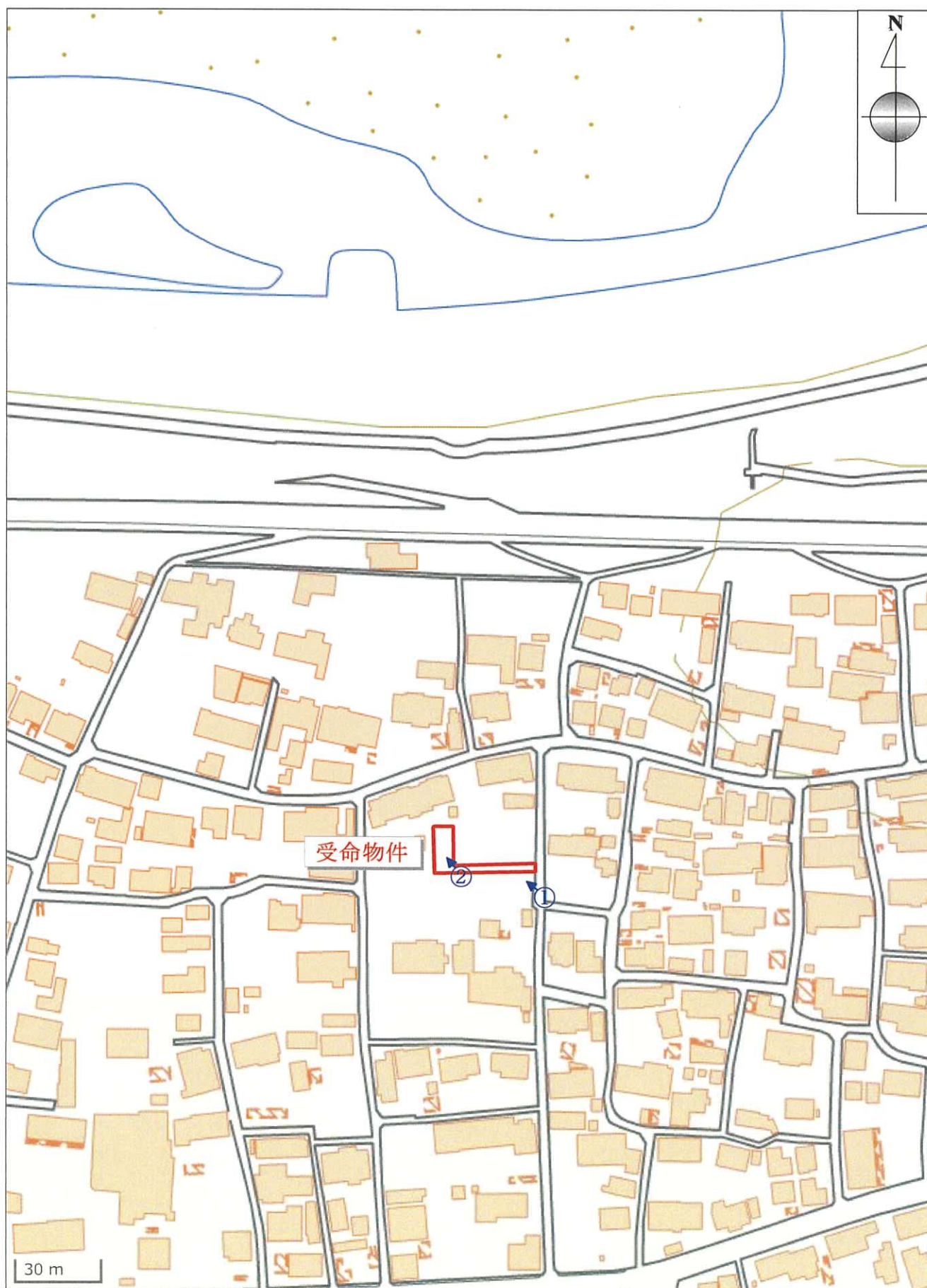
第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 土地建物配置図（概略）
- 6 建物図面・各階平面図写
- 7 建物間取図（概略）
- 8 現況写真



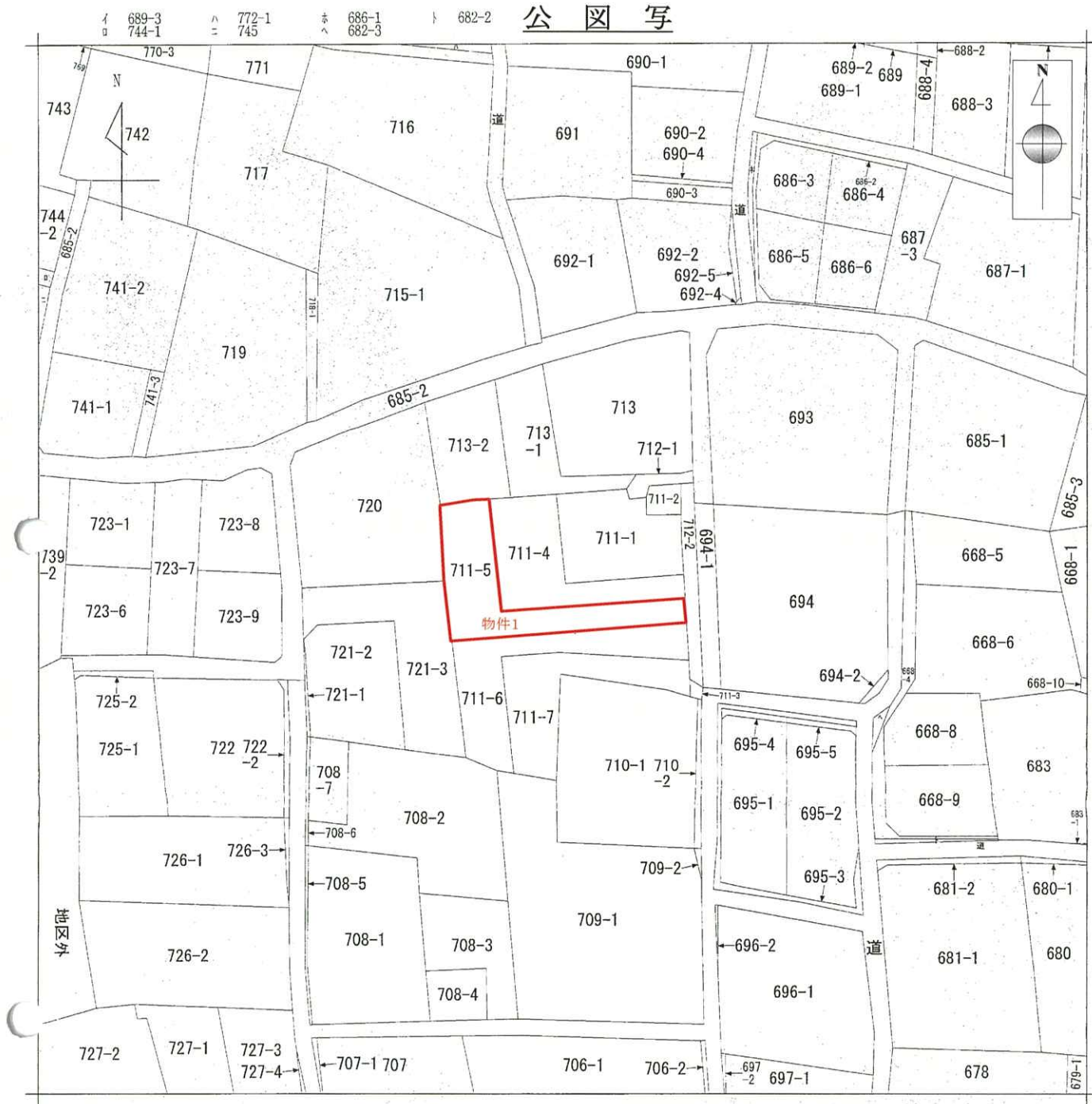
地価調査地

受命物件



←○ は写真撮影位置を示す

公 図 写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
大字山那
字屋敷地

請求部分	所在地	丹羽郡扶桑町大字山那字屋敷地				地番	711番5				
出力縮	1/600	精度分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日 (原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局春日井支局管轄)

令和6年12月23日

東京法務局

地図整理番号：M82419

登記官

(1/1)

A 4 版に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局春日井支局管轄)

令和6年12月23日

東京法務局

登記官

土地積測量図

地番 711-1、711-4
ないし711-7

土地の所在 丹羽郡扶桑町大字山那字屋敷地

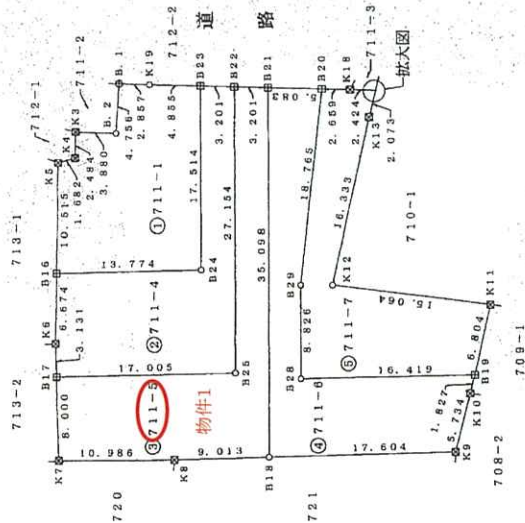
直角座標法求積表

地番	① 711-1	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn·(Yn+1-Yn-1)
B16	-69551.218	-23399.103	-9.706	675064.121908	
B24	-69564.969	-23389.297	18.308	-1273596.452452	
B23	-69564.304	-23371.795	17.464	-1214871.005056	
K19	-69559.449	-23371.833	-0.045	3130.178205	
B1	-69556.592	-23371.840	-4.761	331158.934512	
B2	-69556.449	-23376.594	-4.763	331297.368587	
K3	-69552.569	-23376.603	-2.493	173394.554517	
K4	-69552.600	-23379.087	-2.988	207823.168800	
K5	-69550.995	-23379.591	-11.016	766173.760920	
			合計	-424.375059	
			合計面積	212.1875295	
			地積	212.18 [㎡]	

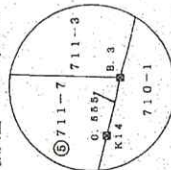
地番	② 711-4				
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn·(Yn+1-Yn-1)	
B17	-69551.560	-23399.900	-2.129	148075.271240	
B25	-69568.536	-23398.905	28.129	-1956893.349144	
B22	-69567.505	-23371.771	27.110	-1885975.060550	
B23	-69564.304	-23371.795	-17.526	1219183.991904	
B24	-69564.969	-23389.297	-18.308	1273595.452452	
B16	-69551.218	-23390.103	-7.479	520173.559422	
K6	-69551.360	-23396.776	-9.797	681394.673920	
合 計				-445.460756	
合 計 面 積				222.7303780	
地 積				222.73	

地番	③ 711-5			
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} -Y _{n-1})
K7	-69552.070	-23407.884	-7.500	521640.525000
K8	-69553.046	-23407.400	1.065	-74084.642925
B18	-69572.039	-23406.819	35.854	-2480521.478506
B21	-69570.706	-23371.746	35.048	-2438314.103888
B22	-69567.505	-23371.771	-27.159	1889383.868295
B25	-69568.536	-23398.905	-28.129	1956893.349144
B17	-69551.560	-23399.900	-8.979	624503.457240
			合 計	-498.025640
			合計面積	249.5128200
			地 積	249.51

物件1



拡大図 S=1/50



境界点	境界線の種類
□	石
田	コンクリート杭
⊗	プラスチック杭
⊕	金属板杭
△	金属プレート
×	刻
○	木杭
○	計算点

作成者 会員専用

(平成 26年 1月 21日作成)

(愛知県土地家屋調査士会用紙)

申請人

縮尺

1/500

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局春日井支局管轄)

令和6年12月23日

東京法務局

登記号

土地積測量図

711-1、711-4
ないし711-7

土地の所在 丹羽郡扶桑町大字山那字屋敷地

④ 711-6				
地番 NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
B18	-69572.030	-23406.819	-33.937	2361066.267543
K9	-69589.608	-23405.685	6.744	-469312.302864
K10	-69590.801	-23400.076	7.403	-515180.699803
B19	-69591.145	-23398.280	0.834	-58039.014930
B28	-69574.764	-23399.241	7.858	-546718.416332
B29	-69574.418	-23399.422	27.534	-1915662.026212
B20	-69575.790	-23371.707	18.676	-1209397.454040
B21	-69570.706	-23371.746	-35.112	2442766.629072
合計			-476.997166	
合計面積			236.4985830	
地積			236.49	
m ²				

⑤ 711-7				
地番 NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
B28	-69574.764	-23399.241	-7.858	546718.416932
B19	-69591.145	-23398.280	7.643	-531885.121235
K11	-69592.425	-23391.598	7.971	-564721.219675
K12	-69577.416	-23390.309	17.359	-1207794.364344
K13	-69580.334	-23374.239	18.098	-1259334.466000
K14	-69580.760	-23372.210	2.572	-178961.714720
B3	-69580.873	-23371.667	0.524	-36460.377452
K18	-69578.449	-23371.666	-0.040	2782.137960
B20	-69575.790	-23371.707	-18.736	1305672.001440
B29	-69574.418	-23399.422	-27.534	1915662.026212
合計			-421.880948	
合計面積			210.8404740	
地積			210.84	
m ²				

座標一覧表

点の名称及び座標値			備考
点名	X座標	Y座標	
1001	-69451.092	-23555.508	扶桑町公共基準点 (3級基準点)
1002	-69463.959	-23603.252	扶桑町公共基準点 (3級基準点)
3	-69455.382	-23350.677	扶桑町公共基準点 (3級基準点 前点)

測地系	世界測地系
座標系	平面
測量年月日	平成26年1月8日

(会員専用)

(平成26年1月21日作成)

(愛知県土地家屋調査士会 用紙)

作成者

縮尺

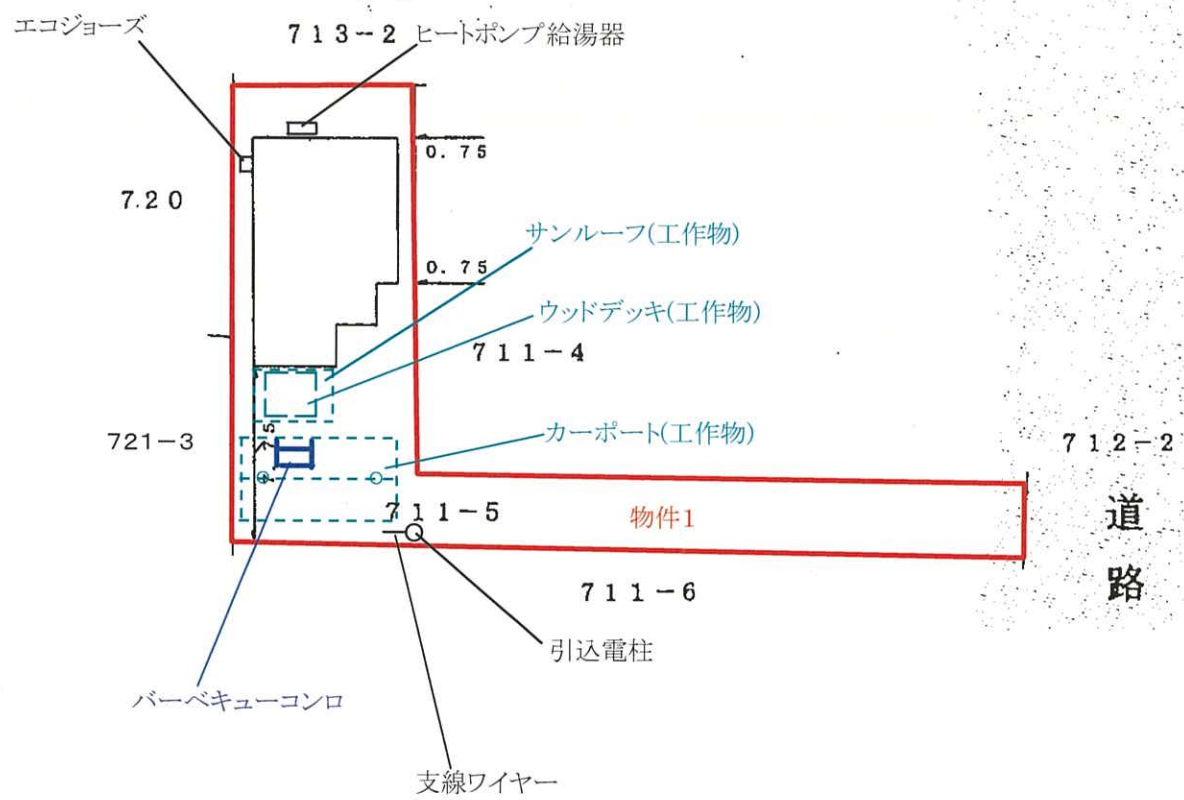
1/

申請人

縮尺

1/

配置図(概略)



登記年月日：平成26年8月12日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局春日井支店管轄)

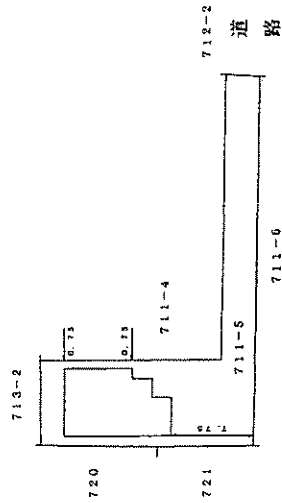
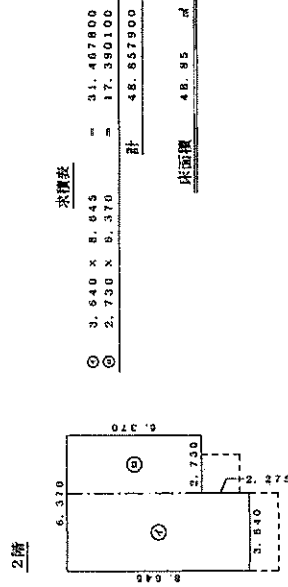
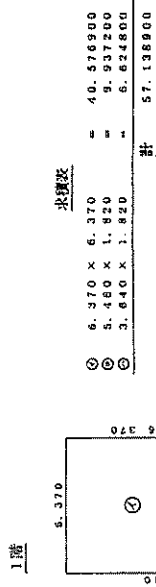
令和6年12月23日 東京法務局

登記簿

地図整理番号：M82421

建物図面図

家屋番号	711番5
建物の所在	丹羽郡扶桑町大字山那字屋敷地711番地5



(会員専用)

作成者	作成者	縮尺	1/250	申請人	申請人	縮尺	1/500
-----	-----	----	-------	-----	-----	----	-------

(平成26年8月8日作成)
(愛知県土地家屋調査士会川紙)

A4版に縮小

間取図(概略)



1階

サンルーフ(工作物)



2階

《 現況写真 》



カーポート(工作物) 物件2の建物 物件1の土地

①



カーポート(工作物) サンプルーフ(工作物) 物件2の建物
バーベキューコンロ

②